

第6回国立研究開発法人港湾空港技術研究所契約監視委員会 議事概要

1. 日 時：平成27年5月27日（水）16時00分～17時30分
2. 場 所：国立研究開発法人港湾空港技術研究所 本館1階大会議室
3. 出席委員(敬称略)：黒田勝彦（委員長）、行正晴實、依田照彦、小島一雄、大石壽一
4. 概 要：
 - (1) 契約監視委員会設置の経緯
契約監視委員会の概要について、港湾空港技術研究所(以下「港空研」)が説明を行った。
 - (2) 第5回契約監視委員会議事概要
第5回契約監視委員会審議結果の概要について、港空研が説明を行った。
 - (3) 契約状況の推移
契約方式ごとに見た平成18年度以降の契約の推移等について、港空研が説明を行った。
 - (4) 契約状況の点検・見直しについて
 - ① 競争性を確保するための取り組みについて、従前からの取り組みと平成26年度からの取り組みについて、港空研が説明を行った。
 - ② 平成26年度に行った契約について、各項目ごとに点検・見直しが行われた。
 - ・競争性のない随意契約
随意契約の理由の妥当性について審議され、理由が妥当であることが確認された。
 - ・一者応札等
一者応札等の改善取組について審議され、自ら改善することとした取り組み内容は適当であることが確認された。
 - ・一般競争契約(条件付き)のうち一者応札
条件を付した理由と条件の内容について審議され、理由等が妥当であることが確認された。
 - ・企画競争、公募及びプロポーザルのうち一者応募
企画競争、公募及びプロポーザルの契約方式を適用したことの理由と内容について審議され、理由等が妥当であることが確認された。
 - (5) 2ヶ年度連続一者応札・応募事案の改善状況フォローアップ
2ヶ年度連続して一者応札等となった事案の改善取組について審議され、取り組み内容が適当であることが確認された。
 - (6) 一般競争入札等に係る競争参加資格に技術的要件を付した試行の結果
平成26年度の一般競争入札等について、試行的に技術的要件を付した結果について、取り組み内容が適当であることが確認された。また、平成27年度以降の契約においては、原則、新規の技術開発、新製品の開発、プログラム開発等の案件において、技術的要件を付さないと期待どおりの成果物が得られない恐れがある場合には、技術的要件等を付すことが確認された。

以 上